

第4章 復旧期

Part
01被害認定調査・
り災証明応急対応が続く中での
生活再建へ

台風27号接近に備えた避難対応が終わる頃から、被災者の生活再建など復旧・復興対応を本格的に進めるため、その第一歩として、住宅の被害認定調査を実施し、り災証明の発行を行うことになった。しかし、さまざまな応急対応が継続している中で、通常業務も並行して進めなければならない、町の所管課である税務課の職員だけで対応できないことはもちろん、他課からの応援を受けても被害認定調査・り災証明発行の業務を行うことは困難であった。

このような状況の中、町に対して、東京都・新潟大学などが共同開発した「被災者生活再建支援システム」活用の提案があった。このシステムは、被害認定調査の結果をもとに被災者台帳を作成し、被災者情報を一元的に管理することで、その後の被災者支援業務の効率化を図ることができるシステムである。ま

被害認定調査の調査対象棟数

大字	小字	被害区分	棟数	補正係数	補正後棟数	合計
元町	2丁目	甚大	385	1	385	1,046
元町	3丁目	甚大	317	1	317	
元町	家の上	甚大	150	1	150	
元町	丸塚	流出	27	0.5	14	
元町	神達	流出	95	0.5	48	
元町	大金砂	流出	5	0.5	3	
元町	神田屋敷	甚大	22	1	22	
元町	金つぼ	甚大	6	1	6	
元町	みたき堂	甚大	66	1	66	
元町	大昇	甚大	31	1	31	
元町	アイノウ	甚大	5	1	5	
元町	佐吾右衛門野地	局所	23	0.2	5	
岡田	助田	局所	74	0.2	15	
泉津	川の原	局所	49	0.2	10	
泉津	込内	局所	94	0.2	19	
泉津	峠	局所	10	0.2	2	
合計						1,096

た、その活用提案とともに、人員体制や技術的な面から、東京都や新潟大学の研究者等の手厚い支援も同時に提案された。このため町では、システムの採用を決定し、その支援を受けることとした。

被害認定調査の実施

調査対象の推計

東京都と新潟大学等からの支援者が大島へ到着する前に、税務課では、まず被害状況の整理、調査候補地区の選定等を行った。その際には、地域整備課が整理していた道路や河川の被害情報を活用した。

東京都・新潟大学などからの支援者が到着した後は、その意見を参考に、税務課が挙げた候補地区から調査対象の絞り込みを行った。絞り込みに当たっては、被害の発生地域を字単位で区分し、被害が甚大な地域は1、流出建物が多い地域は0.5、被害が局所的な地域は0.2というように補正係数を乗じて、被害状況に応じた調査対象棟数を推定した。推定棟数は約1,100棟に及んだ。

町職員の先行調査

被害認定調査には、東京都及び都下区市町村から応援職員が派遣されることとなっていた。このため当初は、これら応援職員の派遣を待って調査を開始する予定であった。

しかし、自衛隊など救助活動を行っている機関から、捜索のため被災家屋やがれきを撤去したいという要請があり、被害状況を正確に把握するためには捜索活動の前に調査を実施しておく必要が生じた。そのため、急ぎよ町職員だけで、特に被害の甚大な地域を対象として、10月31日から11月4日の期間に先行調査を実施することになった。

担当する町職員は、調査の前に専門家から研修を受け、調査方法を学んだが、今回の調査方法は「土砂災害の基準」がないことから、「水害の基準」で行うこととなった。その後、3人1組の班編成で被災地区に向かい、班ごとに分担して調査を行った。

都、区市町村職員の応援を受けた本格調査

11月5日より、応援職員の支援を得て本格的な被害認定調査が開始された。

応援職員の派遣に当たり、東京都及び都下区市町村は、島しょ勤務経験者や家屋評価事務経験者、り災証明発行訓練経験者、平成24年京都府宇治市災害対応経験者などを優先的に派遣職員に指名した。応援職員は、都庁で実施された研修を受けた上で大島へと派



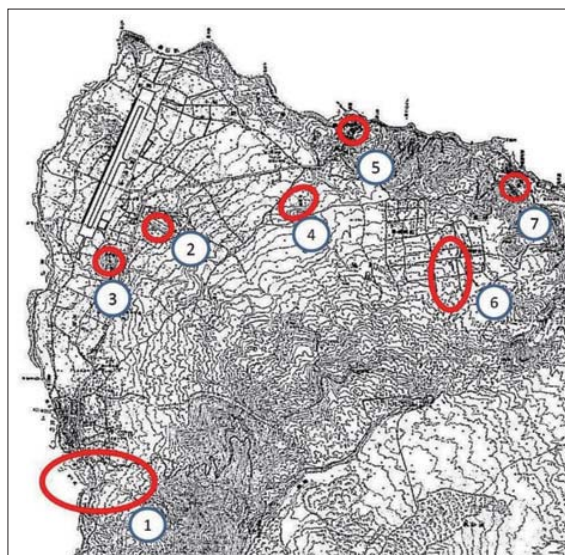
事前研修の様子

被害認定調査の実施体制

日程	調査の体制
10/31 ~ 11/4	町職員 11 人 (先行調査)
11/5 ~ 11/9	東京都・区市町村職員 64 人 地区担当町職員 5 人
11/9 ~ 11/13	東京都職員 10 人 地区担当町職員 5 人
11/13 ~	町職員のみで班編成

遣された。

多くの応援職員が手分けをして被害認定調査を行うことから、調査進捗状況の共有やデータのとりまとめのため、大島支庁に被害認定調査本部が設置された。また、調査開始に先立って、「広報おおしま」災害臨時号（11月1日発行）で、調査期間や調査対象となる広報紙で周知された調査対象区域



- | | |
|---|-----------------------------------|
| ① | おおむね町役場～火山博物館までの区域 |
| ② | 地の岡沢流域（都道一周道路空港入り口周辺） |
| ③ | 郷土資料館周辺 |
| ④ | 岡田「福聚寺」周辺 |
| ⑤ | 前田内科クリニック前～大島北部駐在間一方通行道路周辺、宮本交通周辺 |
| ⑥ | 込内・峠地域 |
| ⑦ | かやぶき周辺 |

区域などが住民に向けて周知された。

応援職員は、3人1組で20班が編成された。現場で住民等への説明等を円滑に行うためには、応援職員で構成する調査班にも町職員を1人ずつ配置することが望ましかったが、人員不足のため体制を組むことはできなかった。そこで、調査箇所を地区割りして地区ごとに町職員を定め、町職員は調査班には入らずに住民対応に専念することとした。

調査現場までの移動には、バスやレンタカーが利用されたが、元町地区内の移動では自転車も活用され、「自転車班」と呼ばれた。



自転車班の様子

Column

地図統一の必要性

被害認定調査の各調査班には、被災者生活再建支援システムの開発に関わった民間企業の提供するタブレット端末が支給され、被害データ等を現場で入力できるようになっていた。

このタブレット端末には国土地理院の地図が格納されていたが、調査対象の選定などを行う本部では住宅地図を用いていたため、調査現場や調査結果のデータを整理する上で、地図上の位置を確認するのに手間取り、地図を統一すべきだったという反省も生まれた。

当初、現場での調査に要する時間は、1棟当たり40～60分程度と見積もられていた。実際の調査では、木造家屋は見た目にも被害が分かりやすく、時間もそれほどかからずに済んだ。一方、鉄筋コンクリート造などの非木造家屋の場合、傾斜の測定など調査項目が多いこともあって、木造家屋よりも調査に時間がかかった。



現場での調査

土砂災害の被害認定調査の場合、建物内部に生活支障のある住家の「内観調査」を実施する必要があるため、住民の立ち会いが必要であった。調査時に不在だったところには、不在票を入れ、後日再訪問した。調査エリア外でも被災者から要請があった場合は、訪問して調査を行った。

東京都などからの応援職員による調査体制は、11月13日午前をもってその役目を終え、その後は町職員による被害認定調査が実施された。調査中に住民の方との話が長くなることもあったが、丁寧な対応を心がけた。

また、被害認定調査の過程で寄せられた被災者からの要望は、税務課を通じて、関係各課に共有された。

り災証明の発行

集中発行日の設定

被害認定調査がおおむね完了したことを受けて、被災者に対するり災証明の発行を開始することとした。証明書の発行を円滑に行うため、1週間の集中対応期間を設け、その期間の中で地区別に発行日を設定した。またそのスケジュールについては、広報紙の災害臨時号第3号（平成25年11月11日発行）で事前に住民に周知した。

地区別の集中発行日

発行日	居住地区
11月21日（木）	元町神達、泉津
11月22日（金）	家の上、丸塚、大金砂
11月23日（土）	岡田地区、元町3丁目、北の山
11月24日（日）	元町2丁目 大徳より南側
11月25日（月）	元町2丁目 大徳より北側
11月26日（火）	元町1丁目、神田屋敷
11月27日（水）	予備日

集中対応期間とした1週間で、り災証明の発行は365件にのぼった。集中対応期間以降も、住民からの要望があった場合は随時対応した。

なお、上記とは別に、家屋以外のり災証明も発行した。これは、当初は税務課を窓口としたが、後に住民課に移行して対応した。121件の申請があり、内容は擁壁の崩壊・自家用車の流出・家財等で、保険請求、資金融資を目的としていた。

り災証明発行等の窓口対応

家屋のり災証明を集中発行する期間中、そ

の窓口の対応には、東京都職員4人、区市町村職員12人の応援を受け、町職員と他自治体職員の2人1組体制で行った。

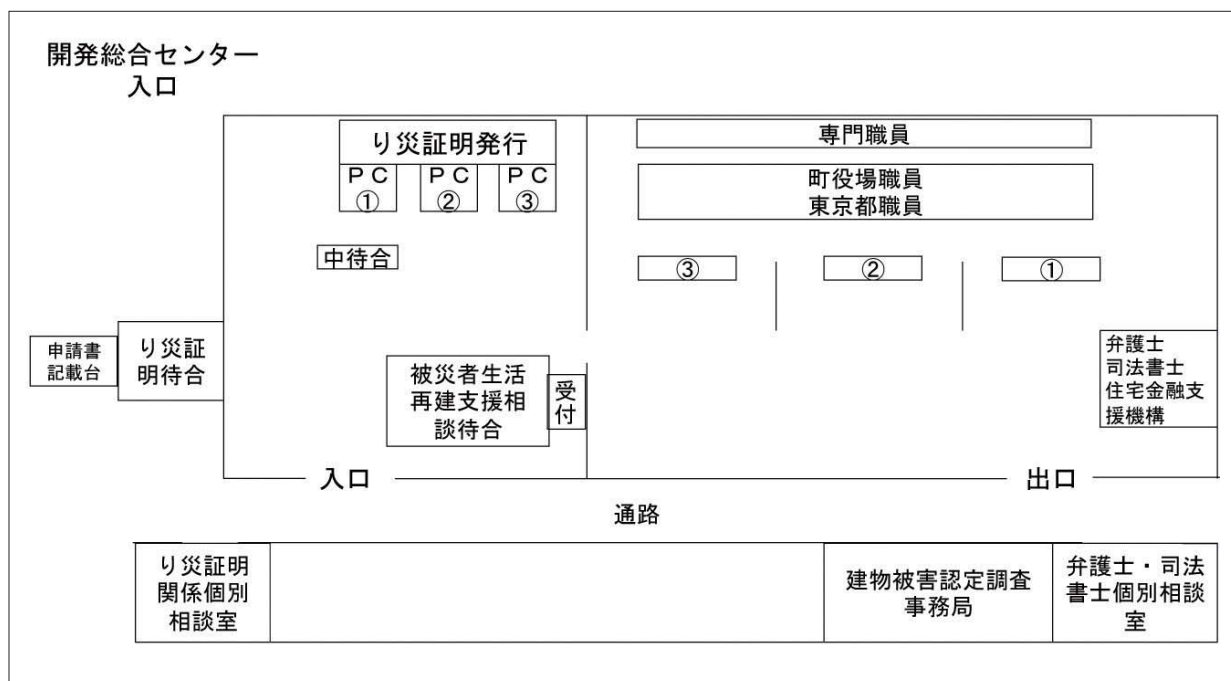
被災者生活再建システムを用いて、調査時に撮影したデジタルカメラの写真を窓口で住民の方にも一緒に見ていただき、判定結果などを的確に説明することができた。

り災証明は被災者の方の生活再建の第一歩となるため、住民の中にはその判定結果や水害の基準による調査方法に納得がいかない方もいた。納得していただくには、個人個人それぞれの思いをしっかりと伺いながら、専門的な知識と過去の事例をもとに丁寧に答えなければならなかった。そのため、東京都や大学の研究者を通じて、建築家協会から専門家の派遣を受けたり、新潟県中越地震・新潟県中越沖地震で判定に納得がいかない方への対応を数多く経験した新潟県柏崎市や小千谷市の職員の方の支援を受け、対応を行っていった。

り災証明の発行と同時に、住宅や各種支援制度について相談できる「特別相談窓口」を開設し、証明書を発行してすぐに住民が相談できるようにした。この窓口のレイアウトについても、東京都や新潟大学の専門家からアドバイスを受けた。



相談窓口の様子



り災証明発行・被災者生活再建相談支援窓口のレイアウト

家屋のり災証明発行状況(平成26年7月31日現在)

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊				合計
				床上浸水	床下浸水	浸水なし	計	
被災住宅 (住家=主たる居住家)	50	11	16	17	46	14	77	154
被災家屋 (非住家=別荘倉庫等含む)	87	17	33	非住家については 区分集計なし		109		246
建物被害合計 (り災証明書発行件数)	137	28	49	17	46	14	186	400
被災世帯数	61	12	19	18	55	14	87	179
被災人数	114	23	28	30	100	29	159	324

被災者生活再建支援における被災者台帳の活用

被害認定調査、り災証明発行に活用した被災者生活再建支援システムは、被災者の情報を個別に整理して、被災者台帳として管理することができるようになっている。被災者が各種支援事業の適用対象となるか、実際にどのような支援を申請し適用を受けているかなどを把握できるため、この情報は町と都で共有できる体制にした。町は、被災者の生活再建支援を効果的に行っていくために同システ

ムを導入したが、生活再建支援業務においてシステムの機能を十分に活用するには、情報の整理及び関係部署の職員間におけるシステム運用や活用方法の共有が必要で、災害後の混乱により実際には一部情報が未整理のままの運用となった。なお、東京都と情報を共有するという対応は、改正災害対策基本法（平成25年10月1日）で新たに規定された「被災者情報の相互提供」に関する全国初の事例となった。

Part 02 住宅再建

緊急避難住宅等の提供

台風27号が過ぎ、10月26日には避難指示が解除された。しかしその後も、土砂災害で住宅が被災した住民の方は開発総合センターで避難生活を送っていた。

そこで、東京都から、八重川第2教職員住宅16戸が町に提供され、11月2日に被災された方々が入居された。この教職員住宅は「緊急避難住宅」と呼ばれ、災害救助法の避難所として扱われた。このため食事供与として、1日3度お弁当の提供があり、また各戸で炊事できる環境でもあった。

町は、そのほかにも、東京都島しょ農林水産総合センター大島事業所職員住宅や、旧気象庁大島測候所（平成21年10月1日廃止）官舎、民間住宅などの空室状況を把握し、被災者の住宅の確保に努めた。気象庁や東京都との調整の結果、これら公営施設は家賃が不要になったが、民間住宅については家賃の支払いが必要であり、町が上限付きで負担した。既存の町営住宅にも空室があり、4世帯ほどの被災者が入居し、生活に必要な物品については町が購入して貸与した。

住宅の応急修理

今回の土砂災害は、元町地区という住宅が密集している地域であったため、多くの住宅が被害を受けた。そのため、東京都や地域整備課では、災害直後から、災害救助法による住宅の応急修理が必要になると考えられてい

た。そこで、町内に本社のある建設業者54社のリストが作成された。

応急修理の申請などの周知については、東京都がチラシを作成するなど町を支援した。また町も、り災証明の発行時に相談窓口で説明を行ったり、「広報おおしま」に掲載するなどして、住民への周知を図った。

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について
今回の台風第27号により「大規模半壊又は半壊した住宅」に対し、大島町が定める範囲内で一定の範囲内で応急修理する制度です。

※修理をする前に、必ず町役場に連絡し、制度を利用するための手続きを行ってください。

1. 対象世帯
以下の全ての条件を満たす世帯が対象となります。
① 大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと（※町が発行するり災証明書が必要）。なお、全壊の場合でも応急的な修理により居住が可能となる場合は対象。
② 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなる見込まれること。
③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。
④ 前年の世帯年収が一定の範囲内であること（※詳細は町役場にお問合せください）。

2. 住宅の応急修理の内容
住宅の応急修理の対象となるのは、日常生活に必要なことができない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。
※今回の台風第27号による被害と直接関係のある修理のみが対象。

3. 限度額
一世帯あたりの限度額は5.2万円です。
※同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、限度額は5.2万円

4. 申請方法
応急修理申込書を町の住宅応急修理担当窓口（地域整備課管理係）に提出してください。

5. 申請期限
り災証明書が発行された日から3週間以内

問合せ先
大島町役場 地域整備課管理係 電話 04992-2-1487
具体的な手続きの流れは裏面をご覧ください。

応急修理の周知用チラシ（東京都作成）

町はり災証明の発行の際に、災害救助法に基づく応急修理の支援を受けた場合は、東京都の生活再建支援金から応急修理費分が減額されることや、応急仮設住宅にも入居できなくなることを、丁寧に説明し、被災者の応急修理の実施の意向を確認した。

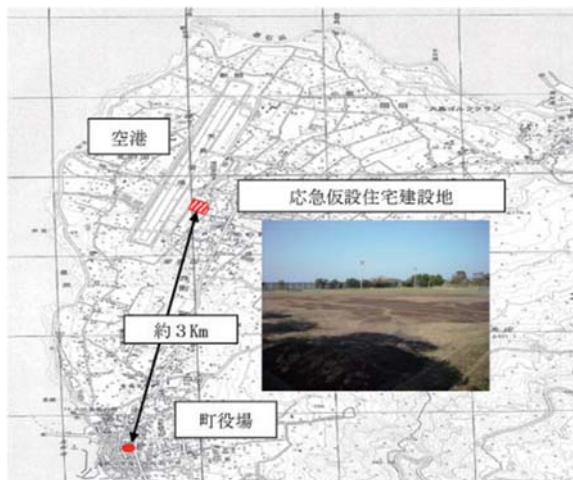
申請は4件あり、2件が対象となった。応急修理の対象となるかどうかの判断は、町だけでなく、東京都とも確認しつつ行った。事前に用意した島内業者のリストは、実際には、申請者自らが知り合いの業者などに依頼したため、使われなかった。

応急修理の申請期限がり災証明の発行から3週間以内、応急修理工事の完了は年内と、期限が限られていたため、住民への説明や業者から提出された見積りの確認などを迅速に行わなければならなかった。

応急仮設住宅の提供

応急仮設住宅用地の選定

住宅を失った被災者のため、災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設が行われることになった。地域整備課では、建設場所について、北の山地域センター、波浮港地域センター(旧波浮小学校)、旧気象台宿舍跡地を候補に挙げていた。この中から、特に土砂災害からの安全性を重視した結果、北の山地域センターグラウンドが最適地と判断された。



応急仮設住宅建設地
「大島の応急復旧に向けた取組について 東京都」より

応急仮設住宅の建設、入居

り災証明の発行時には、被災者に対して応急仮設住宅への入居の意向を確認し、応急仮設住宅の必要戸数を推定した。平成25年12月15日から建設工事が着手され、平成26年1月25日から13棟46戸に31世帯69人の被災者が入居した。

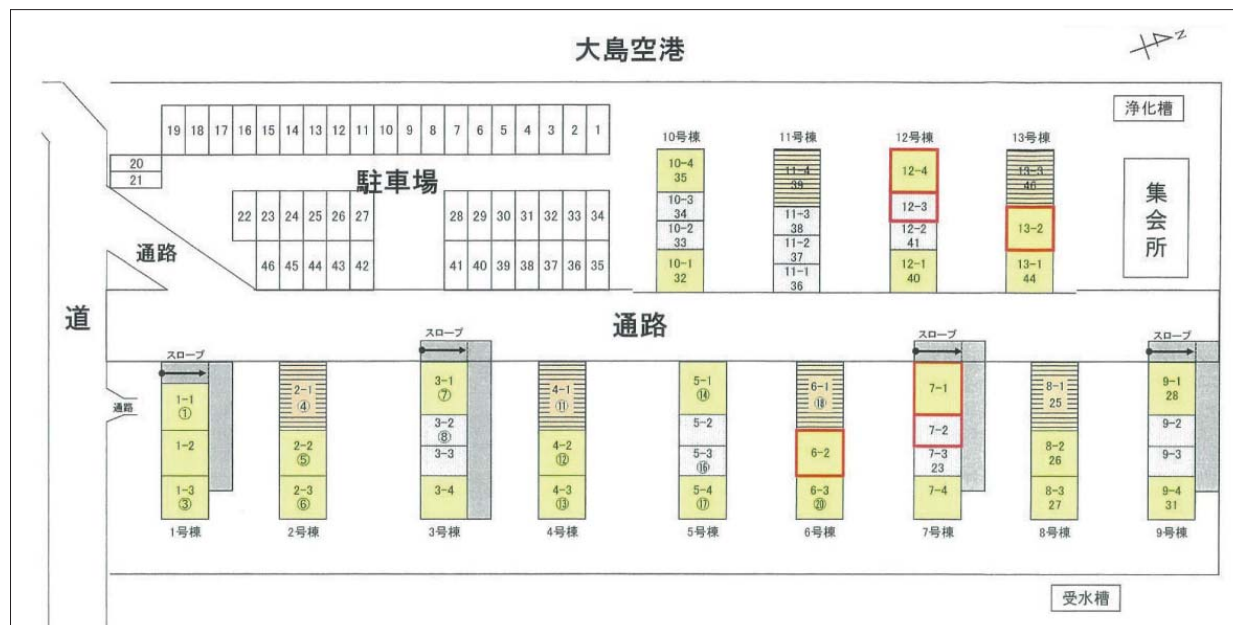
応急仮設住宅の建設戸数

	1DK	2DK	3K	合計	集会室
戸数	15	25	6	46	1

応急仮設住宅の供用期間は通常2年間で、当初平成28年1月までの予定であったが、復興(町営)住宅の建設、入居を考慮し、平成28年4月まで延長された。



応急仮設住宅外観



応急仮設住宅概略図



応急仮設住宅内部

Column

応急仮設住宅における工夫

この災害で建設された応急仮設住宅では、入居スペースのほかに仮設の集会所も建設された。この集会所では、大島社協やボランティア、生活支援員などにより入居者に対する各種サポートが行われたほか、町からの生活再建等に関する説明会なども開催された。

応急仮設住宅の設備については、東京都が中心となって検討し、風除室、たたみの部屋、追い炊き機能を持つ風呂などが備え付けられた。また、諸事情により当初の入居希望者が入居を辞退したことで、何軒かの空き室が発生した。そこで、子どものいる世帯が隣の家に気兼ねせずに暮らせるようにとの配慮から、その空き室を子どもがいる世帯の隣に配置する工夫も行われた。

復興（町営）住宅

入居希望者への意向調査

応急仮設住宅に入居している方々の生活再建に向け、公営住宅の整備が必要であるため、町では、東京都と検討を行った。応急仮設住宅の入居者数から最低限 40 戸程度は建設が必要と推定した。

地域整備課は、個別のアンケート調査や、応急仮設住宅集会所で懇談会の開催、個別訪問による聞き取りなどを何度も実施して、被災者の方の入居についての意向を把握した。当初のアンケートでは、元町地区では土砂災害が怖いので別の地区が良いという方が、時間が経つにつれて住み慣れた元町地区が良いと気持ちが変わる例もあった。

アンケート調査票

今後の復興住宅建設に向けて皆様方にアンケート調査させていただきます。

① 町営（公営）住宅入居を希望しますか。

はい ・ いいえ ・ 未定

② 入居希望する方は、世帯人数をご記入ください。 _____人

③ 仮設住宅入居期間は2年間ですが、期間内に町営住宅の募集があれば申込をいたしますか。 する ・ しない

④ 住宅建設は、元町地区（家の上、大昇跡地 30戸）及び岡田地区（富士見団地横 10戸）を予定しておりますが、あなたのご意見を伺います。

このアンケート調査票は、懇談会時に回収いたします。なお、出席できない場合は、北の山出張所もしくは地域整備課まで提出願います。

氏名 _____

復興住宅意向調査アンケート票

町営住宅としての復興住宅建設

災害で被災した被災者のための公営住宅は、一般には公営住宅法に基づく災害公営住宅として建設される。しかし今回は、被災家屋が 80 世帯前後と、同法の適用基準を満たしていなかった。一方で大島町では、土砂災害の発生前から町営住宅の建て替えの計画があったことから、一般の公営住宅（町営住宅）建設という位置づけで被災者向けの公営住宅（以下、「復興（町営）住宅」という。）を建設することとした。

復興（町営）住宅の建設場所については、

応急仮設住宅の供用期限が迫り、時間が限られていたこともあったため、用地買収などが不要で早急に着工できるという理由から、町有地を選定することとした。いくつか候補地があったが、利便性や都道に近いことなども考慮され、以前、町営住宅のあった2箇所（元町地区・岡田地区各1箇所）が建設場所として選定された。

復興（町営）住宅の建設・入居状況は、下表に示すとおりである。

復興（町営）住宅の建設状況

地区	工期	入居開始日	戸数
岡田地区 (岡田字 新開26)	平成27年 3月5日から 平成28年 1月20日	平成28年 2月1日	単身用2戸 家族用8戸
家の上地区 (元町字家の 上462-2)	平成27年 5月20日から 平成28年 3月24日	平成28年 4月1日	単身用8戸 家族用6戸
			合計 24戸



公営住宅（岡田地区）



公営住宅（元町地区）

Part 03 生活再建の支援

被災者生活再建相談体制の構築

土石流により被害を受けた被災者にとって、住宅のみならず生計をはじめとする生活の再建は特に重要となる。

町では、土石流災害から3日後の10月19日に発行した最初の「町役場からのお知らせ」に次のような文章を掲載し、ワンストップで対応する相談窓口の開催を周知した。また、このお知らせには、り災証明の発行、災害弔慰金の支給、生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸し付けなど、被災者に対する各種支援があることを、その問い合わせ窓口とともに示していた。

被災者支援窓口開設の広報

(台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(第1号)より)

◎被災者支援相談窓口を開設しました
被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

◆被災者支援窓口(政策推進課) 04992-2-1444

り災証明の集中発行期間とした11月21～27日には、り災証明の申請窓口と並んで、生活再建などに関する相談を受け付ける特別相談窓口を設置した。この窓口には、東京都との協定に基づき、東京弁護士会、東京司法書士会など19の専門職団体が構成される「災害復興まちづくり支援機構」から毎日3人ほどの専門家が派遣され、専門的な知見を活かして被災者の相談対応にあたった。

さらに、土砂災害から約1年後の平成26年11月には、被災者の生活再建を支援する

ための情報提供・相談体制を確立するため、町は新たに課相当の組織として「土砂災害復興推進室」を設置した。

弔慰金・支援金等の支給と、災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給

災害弔慰金とは、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づいて、災害によって死亡した方の遺族に支給されるものである。今回の土砂災害でもこの法律が適用され、家族を亡くされた(又は家族が行方不明)の方に対する災害弔慰金が支給された。

支給件数は計31件、支給総額は8,750万円となった(平成29年3月現在)。

災害弔慰金の支給

支給対象	支給額	支給件数
主生計者が死亡した場合	500万円	4件
主生計者以外が死亡した場合	250万円	27件

なお、同法では、災害により重大な障害を受けた方に対して災害障害見舞金を支給することも定められているが、今回の土砂災害で支給対象となる方はいなかった。

被災者生活再建支援金の支給

阪神・淡路大震災を契機として「被災者生活再建支援法」(平成10年5月22日法律第66号)が制定され、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対しては、被災者生活再建支援金が支給されることとなった。同法はその後の度重なる改正を経て、住宅が大規模半壊以上の被害で支給される「基礎支援金」と、被災後の住宅の再建方法(建設・購入、補修、公営住宅以外の賃貸)によって支給額が異なる「加算支援金」とい

う2種類の支援金が支給される仕組みとなっていた。

この土砂災害においても同法が適用されたことから、り災証明の集中発行期間である11月21日から申請受付を開始した。法律で定められた申請期限（基礎支援金：災害発生日から13月以内、加算支援金：同37月以内）までに下表のとおり申請があり、基礎支援金は支給総額5,250万円（平成26年11月15日終了）、加算支援金は支給総額4,250万円（平成29年2月1日現在）となった。なお、加算支援金は、町の要請により、申請期限が平成29年11月15日まで延長された。

被災者生活再建支援金（国制度）の支給状況

種別	支給対象	支給金額※	支給件数
基礎支援金	全壊	100万円	44件
	半壊解体		1件
	大規模半壊	50万円	10件
	長期避難	100万円	10件
加算支援金	建設・購入	200万円	18件
	補修	100万円	5件
	賃貸	50万円	11件

※単身世帯はこの3/4の額

一方、被災者生活再建支援法では半壊世帯が支援対象とならないことから、東京都は、都独自の制度として「東京都被災者生活再建支援金の支給」を決定した。これにより、居住する住宅が半壊した世帯が新たに住宅を建設・購入する場合は200万円、住宅を補修する場合は120万円（ただし災害救助法による応急修理を実施した場合はその金額を減額）、借家を賃貸する場合は80万円が、それぞれ支給されることとなった。

東京都被災者生活再建支援金についても、11月21日から受付を開始し、申請は7件（いずれも補修する世帯）、支給総額は9,378,017円であった（平成29年2月7日現在）。この支援制度も、当初の申請期限は平成26年3月であったが、町の要請により2回にわたっ

て延長され、平成29年3月までとなった。

災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」では、自然災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた場合に、その世帯の生活の立て直しを図るため最大350万円の「災害援護資金」を貸し付けるという仕組みもある。今回の土砂災害でも、その適用を受けて申請受付を行った結果、4件、計860万円の貸付が行われた。

これに加えて東京都は、「東京都災害援護資金の貸付」を実施して、国制度の災害援護資金の貸付を受け、なお資金が必要な場合を対象に、最大150万円までの貸付を行い4件、計600万円の貸付が行われた。

税等の減免措置

この土砂災害によって被害を受けた世帯に対しては、各法律の定めに従って、下表のとおり税等の減免措置もとられた。これらは、「広報おおしま」の災害臨時号や町のホームページなどによって住民に広報された。

特に固定資産税の減免基準の作成には、苦慮することとなった。過去に地域で起こった災害にかかる減免措置一覧

種別	概要
町・都民税、固定資産税、国民健康保険税の減免	住家に半壊以上の被害を受けた方や、所得が皆無となり生活が著しく困難となった方について、町都民税等の一部を減免
後期高齢医療保険料及び介護保険料の減免・猶予	災害により、住家、家財等の被害を受けた方について、被害の程度により、保険料の一部減免、及び徴収を猶予
町発行文書手数料の免除	保険金や支援金等の申請書等に使用するために必要な戸籍謄（抄）本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の手数料を免除

災害では、土地面積に対する土砂流入面積の割合をもとに減免か否かを定めていたが、この基準をそのままあてはめると、減免対象者はごく一部の被災者に限られることとなるため、最終的には町長の判断で、今回の土砂災害においては、特例として敷地内に浸水があった家屋は減免対象とすることとした。

町独自の生活再建支援策

大島町では、被災者の生活再建を支援するため、国・東京都による支援制度に加えて、下表のとおり町独自の支援策も立ち上げた。これもまた、被災者の声に耳を傾け、「血の通った」復興施策を推進するという基本的な考え方に基づくものであった。

大島町単独の被災者支援事業

遺児生活支援事業 (平成 26 年 4 月 1 日～ 継続中)			
事業概要	土砂災害により、両親又はその一方が死亡又は行方不明となった児童の就学及び修学並びに生活の支援のため支援金を支給する。		
支援内容	(1) 月額金 : 一月を単位として支給し、生活や就学に必要な経費を支援するもの		
	(2) 特別一時金 : 一時に支給し、入学や生活に必要な経費を支援するもの		
	対象者	(1) 月額金	(2) 特別一時金
	(1) 乳幼児	10,000 円	100,000 円
	(2) 大島町立の各小学校に在席する者	20,000 円	150,000 円
	(3) 大島町立の各中学校に在席する者	25,000 円	200,000 円
	(4) 島内の高等学校に在席する者	30,000 円	300,000 円
	(5) 島外の高等学校に在席する者	50,000 円	300,000 円
	(6) 特別支援学校に在席する者	50,000 円	300,000 円
	(7) 高等専門学校に在席する者	50,000 円	500,000 円
(8) 専修学校に在席する者	50,000 円	500,000 円	
(9) 大学・短期大学に在席する者	50,000 円	500,000 円	
支援実績等	28 年度実績 (9 月末) : 600,000 円 ・月額金 : 対象者 4 人 (小学生 1 人、高校生 2 人、大学生 1 人) ・特別一時金 : 大学から新生活 (1 人)、高校から大学入学 (2 人)		
児童生徒通学支援事業 平成 26 年 1 月 27 日～平成 28 年 3 月 31 日			
事業概要	被災児童の応急仮設住宅からの通学の支援をする。		
支援内容	(1) 児童 : 児童については通学バスで対応 (2) 中学生 : バス回数券を支給		
支援実績等	・スクールバス : 9 人 ・バス回数券 : 2 人 (平成 27 年度で終了)		
大島町住宅再建支援補助金 平成 25 年 10 月 16 日～平成 29 年 11 月 15 日			
事業概要	被災者生活再建支援金 (加算支援金) に加えて、町事業として、住宅再建 (補修、建設・購入) のために必要な経費を支援する。		
支援対象・支援内容	対象 : 台風 26 号土砂災害によって被災した住宅を補修又は建設・購入する者であり、次のすべてに該当する場合 ・被災した住宅が居住する住宅であった場合 (非住家は含まない) ・現に被災した住宅に住んでいた者 ・り災証明が半壊以上 ・持ち家、借家は問わない 支援内容 : (1) 建設・購入 : 実費額の 10 分の 10 とする (上限額 300 万円) (2) 補修 : 実費額の 10 分の 10 とする (上限額 100 万円)		
支援実績等	26 年度実績…7 件 (購入 3 件、建築 2 件、修繕 2 件) 27 年度実績…12 件 (購入 3 件、建築 6 件、修繕 3 件) 28 年度実績 (平成 29 年 2 月 1 日現在) …11 件 (購入 1 件、建築 8 件、修繕 2 件)		

Part 04 産業の復興

中小企業の復興支援

土砂災害は、中小企業を中心とする島内の商工業者にも大きな被害をもたらした。

この災害が11月8日に「局地激甚災害」として指定され、11月15日には大島町が中小企業信用保険法に基づく「セーフティネット保証4号（突発的災害）地域」として指定されたことを受け、東京都は、直接被害を受けた中小企業に対する「災害復旧資金融資」の融資限度額等を拡充するとともに、売

上減などの間接被害を受けた中小企業に対する「経営支援融資（経営セーフ）」を設定した。

しかし、これらはいくまでも資金を融資する制度である。被災企業の事業再建をより一層推進するためには、補助などの形での支援が求められた。町では、東日本大震災で実施された補助制度など他の災害事例の情報を集めて支援策を検討するとともに、その財源についても協議を重ねた。

こうして平成26年12月11日から、町が新たに設けた土砂災害復興基金を原資として、店舗等を新築・購入又は修繕する中小企業を対象とした町独自の支援制度である「中小企業再建支援補助」が始まった。その運用にあたっては、事業者の申請に基づき、副町長及

東京都による中小企業向け制度融資

被害状況	直接被害への支援		間接被害への支援
	災害復旧資金融資		経営支援融資（経営セーフ）
制度名	【拡充前】	【拡充後】	【新規】
融資対象	土石流に伴う事業所や設備の損壊等の被害を受け、大島町長より災害証明書の発行を受けた中小企業者		取引先の被災や観光客の減少に伴う売上減等の被害を受け、大島町長よりセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者
資金使途	事業の再建に必要な資金		経営の安定に必要な資金 〔通常の融資枠とは別枠〕
融資限度額	1企業（組合） 8,000万円以内	1企業（組合） 5億6,000万円以内	1企業 2億8,000万円以内 1組合 4億8,000万円以内
うち無担保	8,000万円以内	1億6,000万円以内	8,000万円以内
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 （据置期間1年を含む。）	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 （据置期間1年を含む。）	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 （据置期間2年を含む。）
融資利率	1.5%～1.7%	1.5%*	融資期間に応じて、 1.5%～2.0%以内
利子補給	—	融資額1億円を上限に 利子を全額補給	—
保証料補助	信用保証料の全額を補助		信用保証料の2分の1を補助

*利率が1.7%の融資については、都が0.2%の利子補給を実施し、実質的な利率を1.5%とする。

大島町の中小企業支援策

中小企業再建支援補助（対象期間：平成25年10月16日～平成29年3月31日）	
事業概要	被害を受けた中小企業の事業再建のため必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費を補助する。
支援内容	(1) 店舗等新築・購入の場合：100万円を超える額の2分の1、上限額300万円 (2) 店舗等修繕の場合：10万円を超える額の2分の1、上限額100万円
支援実績等	26年度実績：20件（新築・購入6件、修繕14件） 27年度実績：49件（新築・購入15件、修繕34件） 28年度実績（平成29年1月31日現在）：6件（新築・購入4件、修繕2件）

び町の関連3課の課長をメンバーとする審査会での審査を経て補助金の交付を決定するという手順としていたが、例えば1事業者が複数のり災証明（店舗、倉庫など）を受けている場合はそれぞれ補助金を出すのか、事業再開に向けた建物の取り壊し費用は補助対象にするのかなど、個別の申請事例をもとに協議を重ねながら判断していく必要があった。

農業・漁業の復旧・復興

元町地区では、土石流により農地が埋没・流出したり、ビニールハウスが倒壊するなど、農業用地・農業用施設も被災した。また、土石流とともに大量の流木等が海へ流れ込み、もとは好漁場であった元町の弘法浜・前浜で貝類、イセエビなどへの被害も生じた。これら農業・漁業関連の被害に対しては、災害復旧事業が実施された。

このうち、漁場回復のために実施する漁場災害復旧工事では、平成25年度中に被災状況の調査を実施した後、流木等の撤去が行われた。しかし、一度撤去作業を終えても、台風や大しけの後にはまた流木が現れるため、その後も継続的に災害復旧工事が行われている。

また町では、漁業振興のための助成事業として、被害の大きかった地区の稚貝放流について、通常は2分の1補助であるところに上乗せして、全額補助を行っている（平成26～30年度予定）。加えて、災害により土砂等が流入した海域に割栗石やコンクリート製平板磯を投入することで漁場造成を行う「つきいそ事業」も進めている（平成26～27年度は東京都事業、平成28～30年度（予定）は町事業として実施）。

Column

漁協との連携

「つきいそ事業」は、イセエビ漁の時期や台風シーズンを避ける必要があり、また冬場はしけの影響で工事が難しいなど、投入時期の見極めが重要である。このため町では、漁協との連絡を密にとって、漁の時期や海況などについてのアドバイスを得ながら、事業を推進している。

観光産業に対する支援

町の経済で大きな割合を占める観光産業も、この災害によりダメージを受けた。このため、被災イメージを払拭し、観光客の減少を食い止めようと、さまざまな観光振興策が図られた。

災害翌年の平成26年1月から例年どおり開催された「第59回椿まつり」は、観光業の復旧復興と同時に、大島全体の復旧復興の第一歩と位置づけられた。大島町にとって、この年は「復興元年」であり、町最大の観光イベントである「椿まつり」は、そのキックオフとされた。



第59回椿まつり（平成26年1月26日～3月23日）

大島町による観光復興の主な取組み

伊豆大島復興宣伝プロジェクト													
事業概要	世田谷区商店街連合会の協力を得て、世田谷区の商店街において『元気です！伊豆大島！！感謝と復興』を掲げて復興宣伝プロジェクトを開催。世田谷区内の3つの商店街（世田谷昇進会商店街、祖師谷商店街、祖師谷南商店街）と連携し、物産展等を展開。												
支援実績等	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度6月伊豆大島復興宣伝プロジェクト第1期「世田谷区地域連携バージョン」（平成27年6月1日～6月30日） 平成27年度1月伊豆大島復興宣伝プロジェクト第2期「世田谷区全域バージョン」（平成28年1月15日～3月31日） 平成28年伊豆大島復興宣伝プロジェクト（平成28年2月1日～3月21日） 												
2016 アジア自転車競技選手権日本大会開催													
事業概要	2016年1月アジア自転車競技選手権日本大会のロードレースを大島町西海岸コースにおいて開催。土砂災害からの「復興」の一環として、本大会を通じ、全国のサイクリストを受け入れる「自転車の聖地」の発信を目指す。												
支援実績等	<ul style="list-style-type: none"> 開催日程：平成28年1月19～24日 大会参加国数／参加人数：23カ国／255人 観戦者数： <table border="1"> <thead> <tr> <th>1月19日</th> <th>1月20日</th> <th>1月21日</th> <th>1月22日</th> <th>1月23日</th> <th>1月24日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>悪天候・延期</td> <td>1,100人</td> <td>1,200人</td> <td>1,000人</td> <td>2,100人</td> <td>2,700人</td> </tr> </tbody> </table> 経済効果：およそ6,300万円（輸送関係、宿泊、商店、事前合宿、観光客等） 	1月19日	1月20日	1月21日	1月22日	1月23日	1月24日	悪天候・延期	1,100人	1,200人	1,000人	2,100人	2,700人
1月19日	1月20日	1月21日	1月22日	1月23日	1月24日								
悪天候・延期	1,100人	1,200人	1,000人	2,100人	2,700人								
全日本自転車競技選手権大会開催													
事業概要	2016年1月に開催したアジア自転車競技選手権大会に続き、日本ナンバーワンを決定する大会を開催する。土砂災害からの「復興」の一環として本大会を通じ、全国のサイクリストを受け入れる「自転車の聖地」の発信を目指す。												
支援実績等	<ul style="list-style-type: none"> 開催日程：平成28年6月24～26日 エントリー数：タイムトライアル107人、ロードレース295人 												

その後も町では、「伊豆大島復興宣伝プロジェクト」として世田谷区の3つの商店街と連携した物産展を開催したり、「2016 アジア自転車競技選手権日本大会」や「全日本自転車競技選手権大会」を誘致したりするなど、観光産業の復興に取り組んでいる。

一方、東京都も平成26年度から、宿泊費の割引事業や、割安なパッケージ「伊豆大島・復興応援ツアー」を提供する「伊豆大島観光復興支援事業」を継続的に実施するほか、伊豆大島観光のPR映像を首都圏の主要JR路線で放映するトレインチャンネルを展開するなどして、伊豆大島の観光復興を支援している。

東京都による観光産業支援

伊豆大島観光復興支援事業
<p>(1) 宿泊費用割引 平成26年7月19日～ 伊豆大島での宿泊を伴う旅行について、ホテル・旅館・民宿等の宿泊施設における宿泊費用の一部を割引。 (1人1泊3,000円、1回につき2泊まで)</p> <p>(2) 伊豆大島・復興応援ツアー 平成26年10月1日～ 通常料金よりも割安な「伊豆大島・復興応援ツアー」を民間の旅行事業者と連携して提供。 *標準的な割引額： 船舶利用の場合1人1泊2日で6,000円 航空機利用の場合1人1泊2日で8,000円</p>
トレインチャンネル
平成27年7月6日(月)～7月19日(日) 放送路線：JR山手線
平成28年7月11日(月)～7月24日(日) 放送路線：JR山手線、中央線快速、京浜東北線・根岸線、京葉線、埼京線、横浜線、南武線、常磐線各停

このような観光産業復興支援の取り組みにより、土砂災害の翌年に大きく減少した1～3月期の来島者数は、平成27年には平成21年と同等までに回復した。また1年間の来島者総数については、平成23年に東日本大震災の影響で落ち込んで以来、徐々に上昇傾向にあったにもかかわらず、平成26年は減少していた。しかしこれも、翌27年には土砂災害前の水準に戻っている。



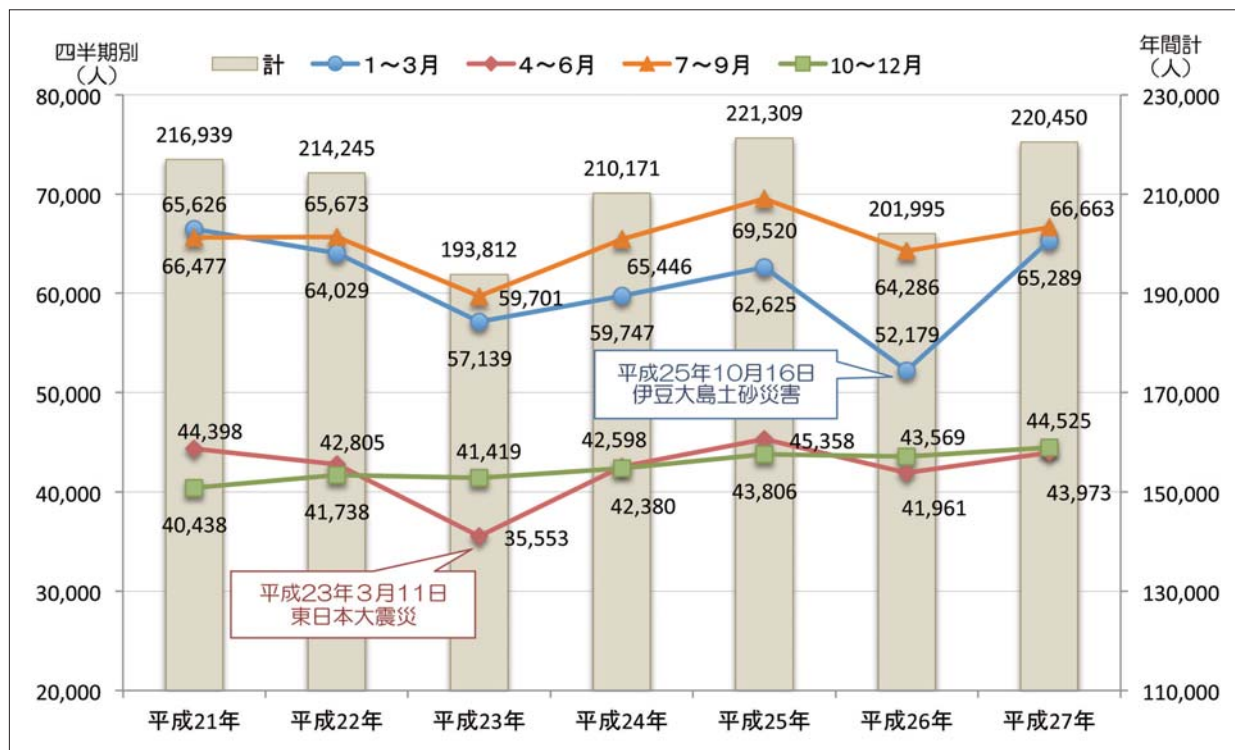
弘法浜・サンセットプール

Column

弘法浜・サンセットプール

元町地区・弘法浜にあった町営プールは、土石流により土砂流入や施設損壊という壊滅的な被害を受けた。このため町は、「大島町観光プール（仮称）整備事業」として、弘法浜プールに代わる新たなプールを建設することとした。平成26年度には、実施予定だった基本設計・実施設計が折からの建設工事費高騰のあおりを受けて契約不調になったものの、平成28年夏季の完成を目指して事業が推進された。

「弘法浜・サンセットプール」と名付けられた新しいプールは、平成28年7月にグランド・オープンを迎え、7月23日～8月21日の開放期間中に9,295人の利用者があった。



平成21年～28年の来島者数（四半期別・年間計）

Part
05ライフライン等の
復旧

電気の復旧

復旧状況の推移

10月16日の土砂災害発生直後から、停電が発生し、10月18日～20日には、最大110件が停電していた。この停電に対する復旧作業は、10月20日より開始され、10月30日の時点で全ての復旧作業が完了し、停電は解消した。

停電解消に至るまでの推移については、下表のとおりである。

停電状況の推移

時	停電件数
10/18 11:30 ~ 10/20 18:00	110件
10/21 09:00	7件
10/21 18:00 ~ 10/24 18:00	2件
10/25 11:00 ~ 10/29 18:00	1件
10/30 11:00	0件

支援措置

東京電力は、災害によって被害を受けた方に対し、電気料金の支払期日の1か月延長、電力不使用月の免除等の支援を行った。

水道の復旧

応急給水活動

10月16日に発生した土砂災害によって、約3,000世帯(約5,000人)が断水の被害(完全な断水ではなく弱い水圧で水が出る箇所も

含む)を受けた。町は、発災当日から破損した水道管の復旧作業にとりかかり、同時に給水車を用意し、応急給水活動を実施した。

応急給水活動を実施するにあたり、町だけでは十分な給水活動が困難であったため、町は東京都に支援を要請した。東京都は、10月17日から同月31日まで支援を実施し、職員延べ21人、応急給水車(2t)1台が派遣され、ペットボトル(350ml)10,000本、給水袋1,000枚が提供された。

応急給水活動は、10月16日から同月31日まで実施され、給水車が巡回した場所は、町役場(10月16日～31日)、岡田出張所(10月19日)、大島支庁(10月20日)で、給水時間は8時から18時の間に実施した。



町役場での応急給水活動の様子(10月18日)(大島社協提供)

復旧工事の状況・推移

水道施設の応急復旧工事では、土砂やがれきの撤去、水道管の付替えが行われたが、管が埋設された道路の陥没箇所では、管をワイヤーで吊るなどして配管を確保した。

応急復旧工事については、町から東京都に支援を要請し、東京都は、復旧事業費の補助、事業の工程計画や施工方法等についての技術的アドバイスなどを行った。

応急復旧工事は、10月16日から11月5日まで実施された。島内の断水については、

11月2日の時点で解消された。

ほとんどの被害箇所は平成25年内に仮復旧は完了し、平成26年10月に本復旧を完了した。島内の断水状況の推移については、次表のとおりである。

断水状況の推移

月日	世帯数（人数）
10/16	約3,000世帯（約5,000人）
10/17	約500世帯（約900人）
10/18～10/19	約400世帯
10/20～10/21	約100世帯（約190人）
10/22	28世帯（55人）
10/23～10/28	15世帯（33人）
10/29～10/31	13世帯（29人）
11/1	1世帯（4人）
11/2	0世帯（0人）

水道料金の減免

災害によって被害を受けた世帯に対して、町は、水道料金の減免措置を行った。減免措置の対象は、被害があった建物の水道契約者（り災台帳記載者）とした。減免金額・期間は、11月検針分の水道料金とし、前年同月の使用水量と比較して増加水量分の料金を減免した。

減免の申請方法は、町の「り災台帳」で確認するため、申請は必要ないこととし、減免措置の対象者には、減免内容について通知することとした。

電話の復旧

電話回線の被害は、10月16日の停電に伴い発生し、電話回線の復旧を行うにあたり、応急措置として、特設公衆電話が島内の公共施設（学校の体育館、公民館、出張所等）に設置された。特設公衆電話とは、災害時にNTTが提供するサービスで、停電時でも使用可能であり、無料で使用できるなどの特徴が

ある。特設公衆電話は、10月24日時点で島内10地区、27箇所、42台が設置されていた。

Part 06 公共施設の復旧

道路の復旧

町道の復旧

御神火スカイラインを始めとする、島内13箇所で被害を受けた町道は、国土交通省TEC-FORCE（災害緊急対策派遣隊）により、点検調査が実施された。復旧工事が開始されたのは、平成26年7月14日であり、全ての工事が完了したのは、平成28年9月10日であった。

また、町道の復旧事業費には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国からの補助を受けた。



町道復旧の様子

都道の復旧

都道の被害箇所は、一般都道大島循環線（野増地区）の1箇所のみであった。その他の都道にも土砂の堆積等軽微な被害はあったが、10月18日には、それらの除去作業を完了した。都道の復旧事業費は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国からの補助を受けた。

林道の復旧

被害を受けた島内5路線45箇所の林道の復旧については、「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法に関する法律」、「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」の2つの法律に基づいて、国から補助を受けて実施された。復旧工事は平成25年度から始まり27年度に終了した。また、国からの補助に採択されなかった被害箇所は、東京都による単独の復旧工事を実施した。

港湾施設の復旧

港湾施設の復旧として、東京都は、被害のあった7港（元町港、岡田港、波浮港、元町漁港、岡田漁港、野増漁港、泉津漁港）において、緊急工事を実施した。工事の内容は、岸壁や道路等陸上部における土砂・流木の撤去等であった。



土砂や流木が堆積した元町港（10月16日）（大島社協提供）

元町港及び元町漁港では、泊地等の海底に、土砂や流木が堆積したため、撤去する必要があった。これらの工事については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国の補助も受け実施された。

岡田漁港では、港に接続する道路に土砂が

流出し、通行ができなくなったが、道路の土砂を撤去するとともに、仮設道路を整備し通行止めを解消した。これらの工事については、平成25年度に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国の補助も受け実施された。ただし、道路の本復旧については、平成26年度に実施した。

砂防施設の復旧

土砂災害の発生によって、元町地区に整備されていた大金沢、長沢、八重沢の砂防施設には、土砂や流木が堆積した。東京都は、翌年（平成26年）の出水期（梅雨）までを目標に、その撤去などの応急対策を実施した。



大金沢堆積工（10月18日）（東京消防庁提供）



土砂・流木撤去後の大金沢堆積工（平成27年7月）

東京都では、災害発生の直後から応急対策として緊急工事を実施してきたが、崩壊斜面や溪流に残存する多くの不安定土砂から、地

域を守るための本格的な対策に向け、また、特に被害の大きかった元町地区の復興等も視野に入れた総合的な検討を行うために、砂防や火山、災害情報学を専門とする学識者、関係行政機関からなる「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を、平成25年11月29日に設置した。

検討委員会構成名簿（学識委員のみ掲載）

鈴木 雅一 （委員長）	東京大学大学院 農学生命科学研究科教授（砂防学）
石川 芳治	東京農工大学大学院教授（砂防学）
田中 淳	東京大学総合防災情報研究 センター長（災害情報学）
藤井 敏嗣	東京大学名誉教授（火山学）
堀田 紀文	筑波大学生命環境系准教授 （砂防学）
渡辺 秀文	東京大学名誉教授（火山学）

検討委員会では、平成26年3月に、「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」がまとめられ、この中では、特に大量の土砂や流木が流下した大金沢の土砂災害対策として、導流堤の整備や斜面对策などの実施が提案されており、これらの検討を踏まえて、対策工事が進められているところである。



大金沢導流堤工事（平成27年7月）

Column

土のう積み

砂防施設等の復旧が行われている最中も、大島町では、続く大雨や台風による被害の発生が懸念されていた。そのため、各施設や住民の間でも、浸水や土砂の流入を食い止めるための土のう積みなど、自主的な対策が行われていた。



東京電力発電所周辺の土のう（東京消防庁提供）



ボランティアの協力による住宅周辺の土のう積み（大島社協提供）

土のう袋の調達

到着日	内容	備考
10/19	2,000 袋	・国土交通省より提供 ・東海汽船で岡田港に到着
10/20	25,300 袋	・東京都建設業協会、 都建設局より提供 ・航空自衛隊により 大島空港に到着

Part 07 災害廃棄物の処理

仮置場の設置・運営

つばき小学校校庭への仮置き

発災直後の捜索・救出活動では、取り除いた土砂や流木等を置くスペースが必要となった。活動にあたる自衛隊・消防・警察などからは、人命救助を最優先するため、できるだけ活動現場の近くに仮置場を設置してほしいとの要請があった。

このため、つばき小学校の校庭を一時的な仮置場にする事とし、丸塚橋付近を中心に被災現場の土砂・流木などが運び込まれた。その後、学校再開に伴い学校側からの要請を受け、町は、校庭に集積した土砂等を早急に元町港ヤードへ移動させた。



災害廃棄物の仮置場となったつばき小学校校庭

一次仮置場の設置

災害廃棄物は、島南部の廃棄物処理施設に直接運び入れるという選択肢もあったが、被災現場からできるだけ早く撤去するため、近傍に仮置場を設けることとした。

仮置場の設置など初期の災害廃棄物への対応は、大島支庁の全面的な協力を得て、大島支庁と町で検討した結果、最終的には私有地

も含めて計8箇所の仮置場が設定された。

災害廃棄物の一次仮置場

名称	集積対象物	開設時期
元町港ヤード	土砂、流木	発災直後
火山博物館駐車場	廃畳、布団、混合廃棄物等	発災直後
国民宿舎横	土砂	10月28日
大島空港(滑走路脇)	流木	11月14日
大島空港(南側)	流木	11月14日
石井組	土砂	発災直後
オーレック	流木、粗大ごみ等	発災直後
土砂採掘場跡地	土砂	発災直後

仮置場は、土砂、流木、被災家屋の建材や家財道具などの粗大ごみ等と、場所によって搬入する災害廃棄物の種類が区分されていた。特に粗大ごみ等については、その後の処理がしやすいように、廃畳、布団などの処理困難な廃棄物やスクラップなどに仮置場でさらに分別した。また、当初、粗大ごみ等については火山博物館駐車場を一次仮置場としていたが、平成25年11月末からはオーレックに変更された。

自衛隊は、被災現場で捜索と併せてがれき処理についても行っており、町は一次仮置場への搬入を依頼した。

また、被災した住宅の宅地に流れ込んだ土砂や屋内の家財道具の片付けは、住民自らが片付けたり、ボランティアの支援を受けて対応していた。被災家屋から出される土砂や家財道具などは、被災者・ボランティア自身で仮置場へ搬入してもらっていたが、運搬手段のない場合、町が業者に依頼して仮置場へ搬入することもあった。このため、10月21日に町災害対策本部が発行した「台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ〈第2号〉」には、がれきの搬出先として次のように示されるとともに、個人での持ち込みが難しい場合は町の担当課へ相談するようにと記載されていた。

お知らせ〈第2号〉で示されたがれきの搬出先
(実際には各搬出先の連絡先電話番号も記載)

○がれきの搬出先

個人で持ち込む場合は、下記へお願いします。

- ◆可燃物：野増清掃工場
- ◆土砂：土砂捨場
- ◆金属：京塚金属
- ◆その他不燃物：オーレック

災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物等の推定量の算出

本格的ながれき処理を行う上では、まず処理方針を定めるためにがれきの推定量を算出することが必要だった。しかし町の担当職員は2人のみで、過去に災害廃棄物の処理を経験した者はなく、通常業務をこなしながら災害廃棄物への対応をすることは困難な状況だった。

このため、町は東京都へ支援を要請し、東京都環境局から東日本大震災で災害廃棄物の受け入れを担当した職員の派遣を受けた。都の支援職員と町職員は、仮置場に集積している土砂、廃棄物などの高さ、面積などの簡易

大島町災害廃棄物の発生量の推計（速報値）の発表内容（平成25年11月1日発表）

■大島町災害廃棄物の発生量の推計について（速報値）

平成25年10月16日の台風26号により、発生した災害廃棄物推計量の速報値を、下記のとおり算定しましたのでお知らせします。また、この災害廃棄物を処理するために、選別処理する必要がある土砂堆積量も合わせて示します。なお、一次仮置場への集積が完了した段階で、本発生量推計量を精査します。

1 災害廃棄物の発生量推計量

① 家屋等からの発生量	約6,000トン
② 処理が必要な流木等	約24,000トン
合計	約30,000トン

2 土砂堆積量

災害廃棄物が混ざり、選別処理が必要な土砂等 約80,000トン

測量を行った。また被災家屋については、地震災害を前提とした「東京都震災がれき処理マニュアル（平成24年度改定版、東京都環境局）」をベースに、マニュアルに定められていない土砂、流木等の量を土砂崩落状況などから推算して積み上げた。

このような推計を重ねた結果、11月1日、町は災害廃棄物の発生量の速報値を公表した。廃棄物量の推計作業は、台風27・28号接近への対応が一段落した後に開始されたことを考えると、実質的には数日間で推計作業を終えるという猛スピードの対応だった。



がれきの簡易測量実施状況

災害廃棄物処理方針の策定

災害廃棄物等の推定量算出を受けて、町は、災害廃棄物処理方針を策定することとした。

処理方針の策定に当たっては、東京都環境局、大島支庁や、大島町内にある一般廃棄物最終処分場の管理者となっている東京都島嶼町村一部事務組合の参加する「大島町災害廃棄物処理対策連絡調整会議」（以下、「廃棄物処理連絡調整会議」という。）が開催された。11月5日に開かれた第1回会合では、町が災

大島町災害廃棄物等処理方針の発表

害廃棄物等の推定量を報告し、処理の考え方や役割分担についての議論がなされた。

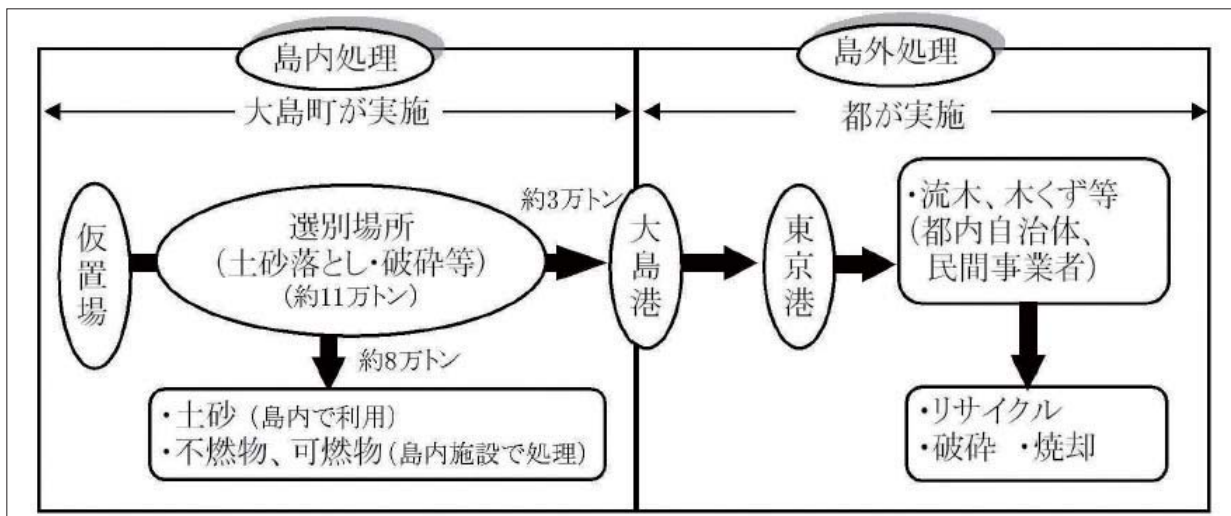
翌6日には、町から東京都に対し、島内での処理が困難な廃棄物について島外処理を行うために必要な支援を要請した。これは、町が通常行っている一般廃棄物の年間処理量が3千tであることから、その10倍以上に及ぶ廃棄物処理を島内のみで実施することは難しいと判断し、また町には島外処理のノウハウがないことから要請したものである。

■大島町災害廃棄物等処理方針

平成25年10月16日の台風第26号により発生した、大島町の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂（以下「災害廃棄物等」という。）について、次の処理方針を決定したのでお知らせします。

- 第一 町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。
- 第二 災害廃棄物等は、できる限り島内で全ての処理を行う。島内で処理を行うことができない災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行い、島外でその後の処理を行う。
- 第三 災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
- 第四 島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者へ委託して行う。
- 第五 災害廃棄物の島外への運搬は、大島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。
- 第六 災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。
- 第七 災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

平成25年11月14日大島町決定



大島町と東京都の役割分担（方針発表時）

11月14日、第2回の災害廃棄物処理連絡調整会議が開催され、その場で「大島町災害廃棄物等処理方針」が決定されるとともに、役割分担などが確認された。また、それ以降の処理計画策定に向けて、各機関の実務担当者で構成される作業部会を設置して検討を進めることも決まった。

なお、東京都との役割分担については、地方自治法に基づく事務の委託として、島外処理に関する事務を町が東京都に委託することとし、11月28日には町議会にて事務委託について議決を受け、さらに翌29日には都議会で事務の受託に関する議決がなされた。これらの議決を受けて、12月2日「災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」を東京都公報に告示し、東京都が島外処理を行うことが正式に決まった。

災害廃棄物等処理計画の策定

処理方針の策定に引き続き、実務担当者による作業部会で「災害廃棄物等処理計画」の検討が行われた。

町は、この作業部会で検討する処理計画の策定支援を、平成26年4月に稼働予定の新たな処理施設の建設に関わったコンサルタン

ト事業者に委託した。同社は、東日本大震災の災害廃棄物処理に従事した経験のある技術者を担当として配置し、計画策定の技術的な支援を行った。

作業部会における検討・協議は計3回にわたり、これを踏まえて平成25年12月5日、「大島町災害廃棄物等処理計画」が策定・公表された。同計画中では、改めて災害廃棄物の処理見込量が、項目別に詳細に算出された。また、生活環境の保全上、特に処理が必要な被災家屋については、住民からの申請により町が解体し、その処理を行うことも定められた。さらに、被災現場及び一次仮置場から災害廃棄物等を集積して、その後の処理のために選別や破碎などの前処理を行うため、平成26年1月より島の南北に2箇所の二次仮置場を設置すること、島外への搬出に際しては環境省が東日本大震災の際に災害廃棄物の広域処理に利用した災害廃棄物専用コンテナを活用すること、そのために元町港にコンテナ基地を設置することも示された。

災害廃棄物等処理見込量

(「大島町災害廃棄物等処理計画」より)

項目	具体例	処理方法	処理見込量 (t)
廃畳・布団等	浸水被害等を受けた廃畳、布団など	島外処理	200
安定埋立品目	廃プラスチック、ガラス、陶磁器くず	島内処分	200
廃自動車・廃家電	家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン）、自動車、石油ストーブなど	島内業者等引取	400
金属	解体家屋からの金属製建具、家具等	島内業者引取	(50) [*]
建設混合廃棄物	上記に含まれない被災家屋廃材・廃家具などの可燃系の混合物	島外処理	4,400
コンクリートがら	コンクリート	島内利用	2,800
木くず	流木等（木質系の粗大ごみ（約200t）を含む。）	島内処理 島外処理・利用	31,400
土砂	市街地に流入し廃棄物と混在している堆積土砂、泥状物など	島内利用	71,000
合計（廃自動車・廃家電を除く）			110,000

※括弧書き数値は、分別等により回収を見込む内数

災害廃棄物処理の実施

火山博物館駐車場一次仮置場における先行処理

火山博物館の駐車場に設けられていた一次仮置場では、集積した廃棄などの災害廃棄物が腐敗し、悪臭や害虫などが発生して生活環境が悪化していた。周辺住民からも苦情が出されていたことから、町は、この一次仮置場をできるだけ早く解消するため、東京都に対して島外処理を依頼した。

東京都と町との協議の結果、火山博物館駐車場に集積された廃棄物を他に先行して島外へ搬出・処理を進めることとなり、島外搬出用コンテナの準備が整ったことを受けて、12月17日より島外搬出が開始された。その後、12月25日までに約140tの災害廃棄物の島外処理がすべて完了し、火山博物館駐車場の一次仮置場は解消することとなった。



先行処理が行われた廃棄物

災害廃棄物処理の本格化

火山博物館駐車場の一次仮置場に対する先行処理に引き続き、その実績をもとに一部処理計画を修正した上で、平成26年1月からは、他の一次仮置場に集積された災害廃棄物の本格的な処理が始まった。

町では、町が担当する島内での処理業務について、大きく以下の4業務に区分して、そ

れぞれ町と防災協定を結んでいる関連事業者に委託してこれを進めていった。

島内処理の委託業務

業務名称	業務場所
①現場分別、収集運搬業務	被災現場及び一次仮置場
②北部二次仮置場選別・前処理業務	オーレック(株)敷地内
③南部二次仮置場選別業務	差木地土砂採掘場跡地
④コンテナ収集・運搬・船舶荷役業務	コンテナ基地、元町・波浮港

また、これら業務をすべて並行して進めつつ、島外処理のため東京都側へ災害廃棄物を引き渡すための事務を進めることは、限られた人員体制の町職員のみでは困難であった。このため、処理計画の策定に際して支援したコンサルタント事業者に対し、引き続き、施工監理業務を委託し、これを進めることとした。

Column

災害廃棄物専用コンテナの改造

土砂災害発生直後の10月23日、環境省より全国の自治体に対し、東日本大震災の際に災害廃棄物を鉄道貨物輸送するために用いた災害廃棄物専用コンテナを活用しよう、全国の自治体に対して要請があった。

町は東京都と協議して、このコンテナを島外処理に活用することを決めた。しかし島外搬出のためには、鉄道貨物用を船舶用にコンテナを改造することが必要だった。関係機関とのさまざまな調整の結果、コンテナの所有者である通運事業者に船舶用への改造を依頼した上で、これを町が賃借する形で対応することになった。

災害廃棄物の処理の本格化に伴い、まず町が最優先としたのは、市街地の一次仮置場解

消だった。このため、町、島内処理を担う島内事業者、東京都、東京都から現場監理業務を委託された公益財団法人東京都環境公社が参集する工程調整会議が開かれ、情報共有するとともに工程に関する調整・協議を行った。工程調整会議は、初期は毎週のように開催されたが、平成26年4月頃には調整する工程期間を長くとり、隔週で開催されるようになった。また、工程に関する協議だけでなく、災害廃棄物処理に伴うさまざまな苦情への対応、処理現場への各地からの視察者への対応なども協議された。

Column

「反時計回りルール」の策定

島内の道路は、災害廃棄物を運搬する大型車両が行き交い、通常にはない交通量となっていた。大型車両が多くて怖いという住民からの声も聞かれた。

このため、町をはじめ関係機関の集まる工程会議で検討し、廃棄物運搬用の大型車両はすべて島内の道路を「反時計回り」に通行することが決められた。場合によっては遠回りになるものの、大型車両が事実上の一方通行をすることで、島内の交通環境を少しでも改善しようという試みだった。

平成26年4月以降は、新たに稼働を開始した処理施設で家庭ごみなど一般ごみ処理が行われることとなったため、旧処理施設である野増清掃工場で木くずなど可燃物の処理を実施した。しかし、施設の老朽化などの影響もあって設備トラブルが繰り返し発生し、計画どおりに処理が進まず、東京都による島外処分量の増加を依頼した。一方で、島外処分のためには、東京都の基準に合わせて、流木をチップ化したり、土砂をできるだけ落とし

たりするという前処理が求められ、そのために必要な機器をリースで調達して対応した。

処理計画の一部変更と市街地における一次仮置場の解消

平成26年4月頃には、災害廃棄物専用コンテナの改造がすべて完了し、島外搬出作業がピークを迎えた。その後、市街地の一次仮置場が順次解消されていくに連れて、島外搬出量が徐々に減っていった。計画段階の処理量と実際の災害廃棄物の処理量に乖離が生じていたことから、処理計画の変更が行われた。

処理計画の変更が発表された平成26年6月25日には、市街地に設けられていた8箇所的一次仮置場がすべて解消した。こうして、夏の観光シーズンを前にして、ようやくひとつのステップを乗り越えることができた。

Column

担当職員の苦労

災害廃棄物を担当する町職員は、当初は2人体制であったため、通常業務も行いつつの対応に非常に苦労した。他課の災害対応がほぼ一段落する中で、災害廃棄物処理は長期にわたって続き、その対応に追われて通常業務が滞ると、住民から苦情が寄せられた。

平成26年度になって担当が3人に増員されたことで、ようやく負担は軽減された。

災害廃棄物等処理見込量の修正

〔大島町災害廃棄物等処理計画（第1回変更）〕より抜粋

項目	具体例	処理方法	処理見込量 (t)	
			当初計画	変更後
廃畳・布団等	浸水被害等を受けた廃畳、布団など	島外処理	200	60
安定埋立品目	廃プラスチック、ガラス、陶磁器くず	島内処分	200	100
廃自動車・廃家電	家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン）、自動車、石油ストーブなど	島内業者等引取	400	100
廃タイヤ	廃タイヤ（ホイール付のものを含む。）	島外処理	—	10
金属	解体家屋からの金属製建具、家具等	島内業者引取	※ (50)	200
建設混合廃棄物	上記に含まれない被災家屋廃材・ 廃家具などの可燃系の混合物	島外処理	4,400	1,400
コンクリートがら	コンクリート	島内利用	2,800	2,500
木くず	流木等（木質系の粗大ごみ（約200トン）を含む。）	島内処理 島外処理・利用	31,400	11,100
土砂	市街地に流入し廃棄物と混在している堆積土砂、 泥状物など	島内利用	71,000	101,000
合 計			110,400	116,470

※括弧書き数値は、分別等により回収を見込む内数

Part
08土石流災害対策費の
確保

補正予算の専決処分

10月16日の土砂災害発生を受けて、その対応に要する予算を確保することも必要であった。このため町は、まず緊急性の高いものについて、補正予算を専決処分で執行することとした。

特に緊急性が高いとして最初に取り組んだのは、消防団員の捜索活動に対する費用弁償である。消防団員の多くは、自らの生業を投げ打って長期にわたる捜索活動に従事していたことから、その生計への影響を最小限に留める必要があった。事前にこのような場合の費用弁償に関する規定がなかったため、町は消防団と協議した上で、特別なケースとして4日目以降の活動を日額2万円と定めた(10月31日専決処分)。その背景には、1日当たりの活動時間が10時間を超え、ご遺体を取り扱う場合もあることへの配慮があった。

その後、11月15日に東京都が義援金配分対象者を決定し、11月21日から災証明の発行が開始されることを受けて、災害弔慰金及び義援金の支給のための補正予算が専決処分で執行された(11月20日専決処分)。

なお、これらの専決処分については、地方自治法179条に基づく緊急の場合の専決処分に該当することから、後日開かれた臨時議会において議会承認を得た。

その後の予算編成

その後も、11月28日に招集された災害後初の臨時議会に、がれき等処理費に関する補正予算が上程されたのをはじめとして、3月までは毎月のように災害対策費用に関する補正予算が生まれ、議会に上程された。

特に12月の定例議会では、災害対策本部に要した費用、避難所設置をはじめとする避難対策費用など、多岐にわたる経費が補正予算として計上された。また、これらを含む台風26号による災害復旧・復興費について、新たに「土石流災害対策費」という費目を設け、それまでの10月・11月補正予算も含めて再整理することが報告された。

町では、土石流災害対策の予算編成に際して、「住民の声を反映した『血の通った』予算

Column

財源確保に向けた東京都の支援

土石流災害対策を推進していく上では、予算の裏付けとなる財源の確保も重要な課題であった。

土砂災害が発生した時期は、ちょうど12月に交付される地方交付税特別交付税の申請のため、町としての申請書類を作成する時期に当たっていた。しかし町職員は、災害対応に追われて書類作成もままならない状況であったため、東京都の支援を受け、町担当者及び都の担当者の協力の下、夜を徹した作業により申請書類を整えることができた。

また東京都は、2000年三宅島噴火災害で実施した制度を前例として、「東京都災害復旧・復興特別交付金」を創設し、この土砂災害からの復旧・復興等について町を財政面から支援している。

編成とする」ことを基本的な考え方として対応した。これにより、例えば土石流災害による負傷者への医療対策費やご遺族対応費、遺児生活支援など、大島町独自の支援策が講じられた。

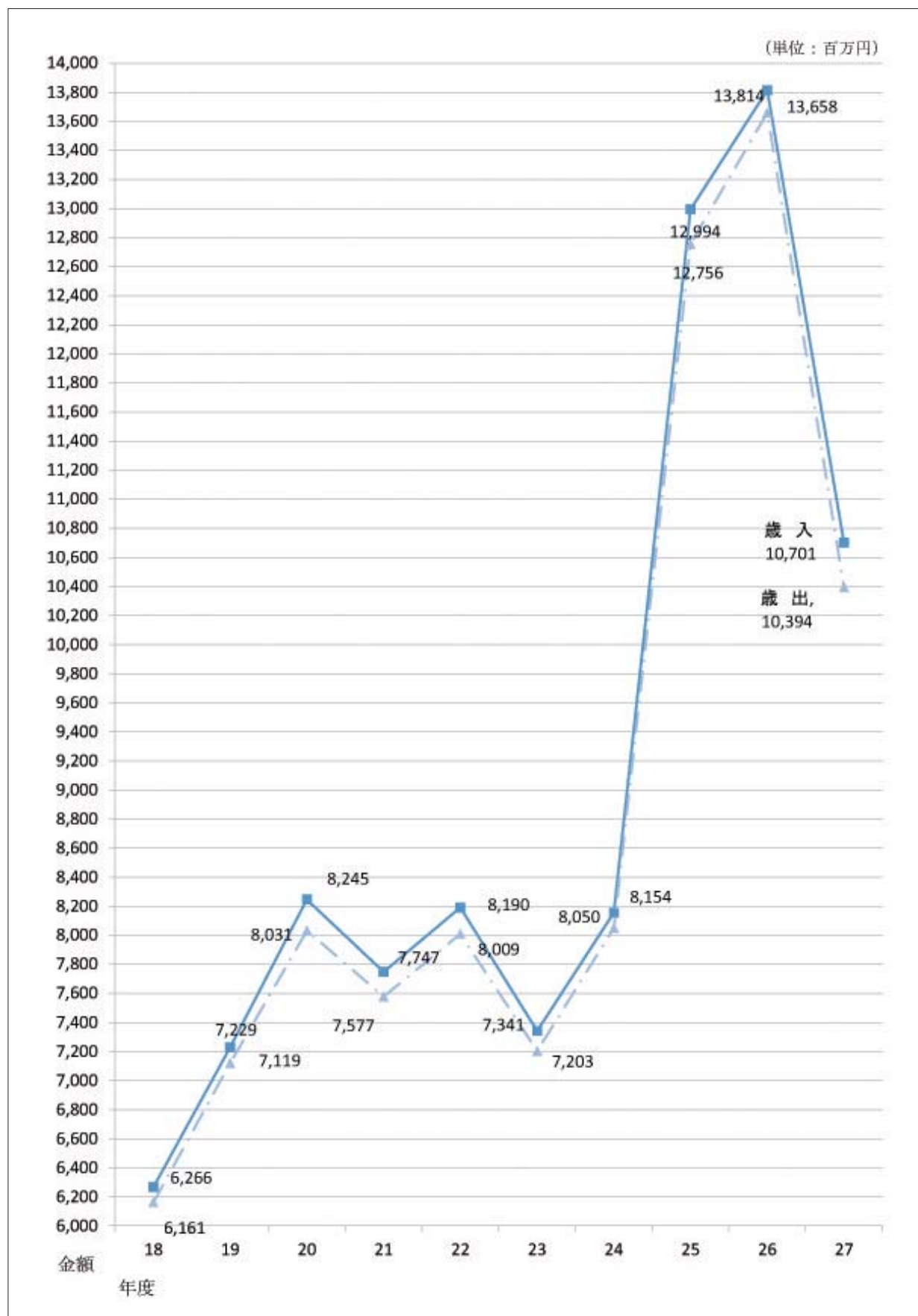
多岐にわたった災害対策費

こうして、平成25年度以降、多岐にわたる土石流災害対策費が投入されたため、町の一般会計は歳入・歳出ともに大きく膨らんだ。その額を平成24年度と比べると、平成25年度で約1.6倍、ピークとなった平成26年度では約1.7倍となっている。

平成25年度・26年度の土石流災害対策費（決算額）

（単位：千円）

項目（事業名）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
土砂災害対策合計額	2,146,319	4,853,708	2,753,083
現場対策費 ・災害出動（消防団）・応援機関対策費・道路応急復旧費	132,268		
災害廃棄物等処理費	983,124	3,816,636	
施設等災害復旧費 ・道路災害復旧・道路排水対策・プール	269,592	467,331	1,439,889
観光産業復興支援		33,286	3,581
災害対策本部費	51,834		
避難対策費 ・避難所の設置・島内輸送対策費・要支援者対策費	8,550		
避難所等整備費関係 ・施設整備計画の策定・避難計画の策定・施設の整備		84,863	122,530
追悼式の実施	16,969	12,350	2,947
町づくり検討事業	1,483	75,362	11,846
犠牲者火葬費	6,467		
遺失物管理費	1,478		
行方不明者の捜索	2,170	19,207	26,171
り災証明書の発行	3,741		
生活支援相談の実施	99	6,480	5,940
感染症予防対策	1,763		
ボランティアへの支援	1,045		
住宅関係 ・住宅応急修理の実施・一時提供住宅の提供・応急仮設住宅管理費	11,372	1,906	1,783
児童生徒への支援 ・学用品の支給・給食費の扶助・通学の支援・遺児生活支援	1,220	6,852	3,206
災害弔慰金の支給	70,000	12,500	5,000
災害援護資金の貸付	14,600		
被災者生活再建支援金の支給	1,978	2,400	3,500
医療対策費	3,519		
負傷者通院費の補助		526	265
医療費一部負担金の減免	1,307	157	11
ご遺族対応費	7,024		
ご遺族への支援		17,358	2,297
義援金の支給	571,685	73,600	5,500
その他		222,894	1,118,617



町の一般会計歳入・歳出の推移（平成27年度東京都大島町各会計決算資料より）

